

長野県企業局災害時等支援協力者制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、長野県内で大規模な地震、事故等が発生した際に、長野県企業局が実施する応急給水活動を迅速かつ効率的に行うため、県営水道事業に関する経験と知識を有している者の自発的な支援協力を得ることを目的とする。

(登録)

第2条 長野県企業局は、次の各号の条件を満たし、支援協力を賛同いただいた者を長野県企業局災害時等支援協力者(以下「協力者」という。)に登録する。

- (1)すでに県職員を退職していること。
- (2)水道事業の経験が3年間以上あること。

2 登録の有効期限は、登録日から3年経過した日までとする。ただし、更新の意思を確認した場合は、協力者として再登録する。

(参集条件)

第3条 協力者は、県営水道管内で震度6弱以上を感知したときは、あらかじめ指定された場所に参集する。

2 協力者は、前項に規定する場合以外に長野県企業局から要請があった場合は、その指定する場所に参集する。

(活動内容)

第4条 協力者は、震災時等において、次の各号の活動を行う。

- (1)長野県企業局が行う応急給水活動の補助
- (2)水道施設等の被害状況の情報収集
- (3)長野県企業局が実施する防災訓練、研修への参加
- (4)災害復旧方法等に関する助言
- (5)その他長野県企業局が要請した活動

2 協力者は、長野県企業局の指示の下に活動する。

(物品の貸与)

第5条 長野県企業局は、協力者に対し、安全靴、ヘルメット等を貸与する。

(報酬等)

第6条 協力者の活動に対する報酬は、無支給とし、震災時等の参集に要する費用は協力者の負担とする。

2 訓練、研修の参加に要する交通費は、長野県企業局の負担とし、その額は長野県企業局の規定によるものとする。

(保険の加入)

第7条 長野県企業局は、協力者の活動時の事故等に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会が契約者となり、協力者を被保険者とする「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

2 前項に規定する「ボランティア活動保険」の保険料は、長野県企業局の負担とする。

(その他)

第8条 本制度に係る事務局は、長野県企業局水道事業係とする。

附則 この要綱は、平成21年10月9日から実施する。

一部改正 平成22年1月28日

一部改正 平成26年1月27日